

一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会会費に関する規程

平成26年1月1日 制定

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人東京薬科大学同窓会東薬会（以下、「当法人」という。）定款第8条の規定に基づき、社員総会において別に定める額の会費（以下、「会費」という。）を定めることを目的とする。

2 会費に関しては、定款その他別に定められるもののほか、本規程に定めるところによる。

(会費の種類及び額)

第2条 当法人の会員の種別ごとに会員が支払うべき会費の額は次のとおりとする。

- (1) 正会員 入会金 金額 ~~17,000円~~ 12,000円
- (2) 正会員 会費 年額金4,000円
- (3) 特別会員 会費 年額金0円
- (4) 賛助会員 会費 年額一口につき金50,000円 一口以上
- (5) 学生会員 入会金 金額10,000円
- (6) 学生会員 会費 年額金0円

2 当法人への入会の申し込みをする正会員は入会の申し込みと同時に、入会金と入会申し込み日の属する事業年度分の会費を支払わなければならない。

3 会費は毎年3月末日までに支払うのものとし、年の中途において入会した場合でも、会費の月割り計算はしないものとする。

(会費の免除・軽減)

第3条 正会員のうち、次の各号のいずれか一に該当する者は以降の会費の支払いを免除する。

(1) 当該事業年度開始の日に満75歳以上であり、過去20年間継続（東京薬科大学同窓会東薬会の会員であった期間を通算して計算するものとする。）して所定の会費を支払っていた者で、理事会で承認を得た者。

(2) 正会員のうち、当法人の定款第6条第1号に該当する大学院生で、理事会で承認を得た者。ただし、大学院在学中に限るものとする。

2 学生会員が卒業後に正会員となる場合は、本規程第2条第1項第1号の入会金の支払いを免除する。

3 当該事業年度開始の日に夫婦で当法人の正会員となっている者は、理事会で承認を得た場合、次に定める会費の軽減を受けることができる。この場合、承認を得た正会員に対しては、当法人から送付すべき郵送物について一括して送付することができるものとする。

正会員一人につき金1千円（減額後の会費の額金3千円）

4 東京薬科大学で職員となっている正会員は、理事会で承認を得た場合、在職中の期間において次に定める会費の軽減を受けることができる。

正会員一人につき金1千円（減額後の会費の額金3千円）

(会費の返還)

第4条 会員は、中途退会や第3条に定める減免の承認があったこと、等理由の如何を問わず、既に支払った会費の返還を請求することはできない。

附 則

1. 本規程は、平成26年1月1日から施行する。
2. 本規程は、平成27年7月1日から施行する。
3. 本規程は、令和4年4月1日から施行する。